

方中履『古今釋疑』の執筆と刊行について

富平美波

1. 目的

『古今釋疑』は明末清初の大学者方以智の三男にあたる方中履（字素伯。又素北とも言われる）が著した考証の書である。全18巻から成り、各巻に収められている節の標題を見たばかりでも、その研究の対象は、経・史の書籍から、礼制、楽・音律、天文・暦法、地理、人体・医術、文字・音韻、そして数学に至るまで、中国伝統の学術の分野をなぞってはいるものの、相当広い領域に涉っており、『古今釋疑』をいわば百科全書的な内容の著作たらしめている。その一方で、文学や芸術、或いはその批評などにはほとんど踏み込んでいない点が特色である。筆者はこれまで、音韻学史への興味からその巻之十七のみを対象に、その訳注を作成したり、合わせてその内容について若干の考察を加えたりして来たが、本稿では、管見の資料にもとづき、方中履によってこの著作が執筆された経緯と、後にこれが刊行されたいきさつについて、わかり得たところを報告したいと思う。

2. 執筆について

(1) 資料

方中履の伝記資料は、筆者が本文を確認したものでは、次のような諸書に見える。

i 史書・伝記

『清史稿』巻五百 列傳二百八十七 遺逸一（方以智伝附）

『清史列傳』巻六十八 儒林傳下一（方中通伝附）

『國朝先正事略』（清・李元度撰 同治五年刊）巻三十二 經學（「錢田閒先生事略」附）

『國朝耆獻類徵初編』（清・李桓編 光緒十六年序刊）巻四百七十三 隱逸十三 補録（方中徳伝附）

『桐城耆舊傳』（清・馬其昶撰 宣統刊）巻七「諸方張葉傳第七十四」

『皇明遺民傳』（魏建功蔵 朝鮮人著）巻一（方孔炤伝附）

『皖志列傳稿』（金天翮・蘇州同學會他刊 1936）巻一（方以智伝附）

ii 地方志

『重修安徽通志』（清・吳坤修等修 清・何紹基等纂 光緒三年重修）巻二百二十二 人物志 文

苑一 安慶府 國朝

『安慶府志』（清・張楷纂修 康熙六十年刊）卷之十七 人物志 孝友傳 桐城 國朝（1）

iii その他

『桐城方氏七代遺書』（清・方昌翰等編 光緒十六年刊）卷首「文逸公家傳」（2）

『龍眠風雅續集』（清・潘江編）卷十九「方中履」小伝（3）

また、伝記資料ではないが、方中履自身が語った言葉として重要なのが、『古今釋疑』巻首に見える「古今釋疑自序」である。また方中履の文集である「汗青閣文集」（上掲『桐城方氏七代遺書』所収）に収録されている文章のうち、特に彼自身の家族や友人等に触れた作品の中で、関連する叙述が見いだされる場合もある。

更に他人の書いたものでは、『古今釋疑』の巻首（及び巻尾）に掲載されている諸人の序・跋類の中に、手がかりとなる記述がいくつか存在する。

ついでに附記しておく、上記iiiに掲げた『龍眠風雅續集』の編者潘江は、それら『古今釋疑』に序を寄せている者の一人である。『江南通志』や『重修安徽通志』、『安慶府志』等の「文學」伝・「文苑」伝に事績が見えているが、桐城の人で号は木厓、官界に望みを絶ち隠棲して著述に没頭する生涯を送り、「康熙己未」の博学宏詞科に推薦された際も老母の存在を理由に辞退して、ただ詩文や学問上での交友関係だけが広がったという。彼は方以智の妻潘氏の従兄弟の子にあたり（4）、序中で方中履を「予従姑之子」と称している。また方中履の「汗青閣文集」巻上には、逆に方中履が潘江の著作に序を寄せた「木厓續集序」も収録されている。従って潘江の編に係るアンソロジー『龍眠風雅』に添えられた方氏一族の伝記は、内容の信頼度が高いと思われる（5）。

更にまた、上記のような資料を用いてなされた先行研究として、父の方以智を対象としたものではあるが、余英時『方以智晩節考』所収の諸論考や任道斌『方以智年譜』、羅熾『方以智評傳』等がある。とりわけ任道斌作の年譜と『方以智評傳』附録の「方以智年譜」は、方以智の生涯を年代に従い具体的に追っているため、これにより方以智の後半生の事跡にからむ方中履の人生をたどることができる。

以下、本稿では、上記のような参考資料によりつつ、『古今釋疑』執筆の経緯を見て行きたいと思う。

（2）学問的背景

上に『古今釋疑』が広い領域にわたる考証の書であると述べたが、このような学問的傾向は、父親方以智の学問の一つの側面を継承したものであると言える。方以智はあまりにも巨大な存在で、その学問に関する記述・研究も枚挙に暇がないが、例えば『清史稿』の方以智伝（『清史稿』卷五百 列傳二百八十七 遺逸一）は、方以智の学問の特徴を次のような言葉で端的に表現している。「博涉多通，自天文、輿地、禮樂、律數、聲音、文字、書畫、醫藥、技勇之屬，皆能考其

源流、析其旨趣。」ここには方以智が手がけた学術の分野が列挙されているが、そのうち「書画」や「技勇」は『古今釋疑』の内容には含まれない。だが、残りの諸分野はほぼ『古今釋疑』の研究領域と重複している。また、ここで『清史稿』が方以智の学問を「皆能考其源流」、即ち考証に長けていた点が重要であると見ていることも、『古今釋疑』の考証的性格と共通する点である。

方中履は方以智の三男で、上には長兄の方中徳（字田伯）と次兄の方中通（字位伯）がいた。彼らはそれぞれ父親から直接教育を受ける機会があったらしい。方中徳が『古今釋疑』に寄せた序の中には「每訓余兄弟、勉其就資質所近、各成一業。諸弟臺臺皆有所撰述。」という記述が見えていて、父が息子たち各自の長所を伸ばすような教育をしたことがうかがわれる。『桐城耆舊傳』（卷六 方密之先生傳弟六十）もまた、「其三子中徳中通中履並傳父業、於是方氏復以淹雅之學世其家矣。」と述べており、息子たち全てが、父親の学風の継承者であったという認識を示している。なお、方中履には2人の兄の他に、方以智の弟方其義の息子にあたる方中発という従兄弟があった。彼も『古今釋疑』に序文を寄せている人であり、方中履の没後、その遺児正瑗を我が子のように慈しんで養育したと伝えられる（6）。方中履の兄弟たちの学問遍歴については、次男の方中通に関する記述が詳しい。方中通は、『清史稿』では「疇人」伝（卷五百六 列傳二百九十三 疇人一）に収められていることにも表れているように、特に数学に優れ、『數度衍』等の著作を残している人であるが、平素の考究の範囲はその方面に限定されてはいなかった。即ち『國朝先正事略』の方中通伝（卷三十二 經學「錢田間先生事略」附）に「中通承其家學、以博綜稱。」と言ひ、『國朝耆獻類徵初編』の方中通伝（卷四百十七 經學五）に「中通少傳父業、稽古有機思。」と言ひ、更に具体的な記述としては、『安慶府志』の方中通伝（卷之十九 文學 桐城 國朝）に「生平繼承先緒、研究天人律數音韻六書之學。著有數度衍、律衍、音韻切衍、篆隸辨從、易經深淺說。」と言ひ、『清史列傳』の方中通伝（卷六十八 儒林傳下一）に「中通隨父宦京邸、克承家學、於天人、律數、音韻、六書、尤爲研究。」と言われている如くである。但しこの点に関する『桐城耆舊傳』（卷七 諸方張葉傳弟七十四）の記述「初樂地老人廬墓合山時、重編周易時論、問衍極數示諸子、位白退即變數十圖以進、老人喜甚。因益考求天人律歷音韻六書之學、發明勾股出河圖、加減乘除出洛書。後玩泰西書、乃合筆籌珠三法、窮差別於九章、已復得尺算法於其弟、精思數日、盡其變。…」のようであって、大海の如く広がる学問領域の中から特に「天人律歷音韻六書」を選んだのも数に対する興味に導かれたからであると説明されており、これも妥当な解釈であるが、いずれにせよ父親の影響であり、後世の人から「家学を継承した」ものと見なされていたことが明らかである。方中履は両兄に比べて年齢は更に下であるが、同じように父の影響を受けたのであろう。但し、彼ら兄弟と父との関係は、明清の王朝交替時期に際会したことで、平和な時代の親子とは違った苦難の様相を帯びている（7）。

任氏や羅氏の「方以智年譜」によると、李自成の乱以後の方以智の生涯はおおよそ次のようである。方以智は明朝の崇禎13年（1640）に進士となり、北京に住していたが、北京陥落の際に李

自成の軍に捉えられた。やがて隙を見て逃亡し、南をめざす。しかし南京の南明弘光帝（福王）の朝廷では側近の馬士英・阮大鍼らが過去の東林党や復社一派を肅清する動きがあり、変名して逃亡、浙南の天台山・雁蕩山、福建の太姥山などの山岳地帯を通過して南方各地を流浪することになった。後に、永曆帝（桂王）が立つと、その後を慕って広西の各地を転々とする。しかし帝の招きにも関わらず遂に官を受けなかった。そのようにして、崇禎17年（1644）から順知7年（1650）にかけ、広東・広西から湖南・貴州・四川に跨がる山岳地域に、名を偽って困窮した生活を続けたという。順知7年11月に清軍が桂林を陥落させ、次いで広西各地に迫った際、方以智も遂に清軍に捕らえられたが、指揮官（8）の帰順の勧告を頑強に拒絶し、出家することを許された。順知12年（1655）の秋、父方孔炤が逝去、故郷の安徽省桐城に帰って合山の墓の傍らで喪に服す。順知15年（1658）に父の喪が明けると、再び桐城を離れて江西を巡錫する。青原山（江西省吉安府）の寺院を主管したのは康熙3年（1664 54歳）から康熙9年（1670）までである。康熙9年冬より泰和で病氣療養中の所、康熙10年（1671）に所謂「粵案」が発生、嫌疑をかけられた方以智は、南昌を経て粵へと護送される旅の道すがら、万安（江西省吉安府）の惶恐灘にさしかかった船中で、病が重って逝去したと伝えられている。時に方以智は61歳。獄中や護送中の苦難が身体に与えた影響が甚大であったことは容易に推察でき、高齢の方以智が病死したとしても不自然ではないが、この死について『清史稿』・『桐城耆舊傳』・『皖志列傳稿』等の方以智伝が、吉安で文信国（すなわち文天祥。天祥は吉安府吉水の人であった。）の墓に詣でたのち万安に至って逝去したと、暗示的な記述をしている上、死があまりにも唐突であること等から、入水して自殺したのではないかと推測しているのが、余英時「方以智晩節考」や「方以智自沉惶恐灘考」等の諸論考（『方以智晩節考』所収）である。

末子の方中履は、国家の変に際して幾年も辺地を流浪する父に長く従ったことを伝記に特筆されている人である。即ち、『清史列傳』（卷六十八 儒林傳下一）が「中通兄中德，字田伯；弟中履，字素伯：皆有學行。父亡後，三人徒步追尋，奔侍遠省，復奉母於南海。母歸後，中履獨往侍父十餘載，及歿，奉櫬歸葬焉。」と、『重修安徽通志』（卷二百二十二 人物志 文苑一 安慶府國朝）が「性孝友、與兄奉母尋父、會於南海、復奉母歸、旋獨往侍父十餘載。父卒、奉櫬返葬。」と述べる通り、流寓の父とともに十余年を過ごし、その死の際にも傍らにあったのが末弟の中履であった（9）。『清史列傳』と『重修安徽通志』はそれぞれ、事実に関して要点のみの簡潔な説明をしているが、もっと詳細な叙述をしている文献もある。即ち、『安慶府志』の本伝（卷之十七 人物志 孝友傳 桐城 國朝）に「性仁孝，父被仇害遠引，履奉母潘，萬里尋父，會於南海。父棄家不顧，履奉母歸。又獨至廩山，依其父十餘載。父卒，守喪惶恐，灘禫而返葬。誠信兼至，克當大事焉。」（10）と言い、『桐城方氏七代遺書』巻首の「文逸公家傳」に「自黨禍起、阮大鍼銜太史公刺骨追捕不可得、公甫七歲代父詣獄、九歲隨母潘孺人跋涉閩粵、一日抵昏暮無所投止、村人詢知太史公名、延禮甚恭、以其母臥室居孺人及公。公以婦人之床第、不欲居、傍床側地爐臥、倦

甚、燬一指乃覺、終不使孺人知。孺人歸、公遂以儒服從太史公、崎嶇嶺嶠間、日程百里、足繭以寸。太史公隱青原、公越一二歲歸省孺人、不數月復往。及辛亥送終萬安、明年扶櫬歸。」と言い、『龍眠風雅續集』卷十九の「方中履」小伝に「隨文忠公流寓嶺嶠、既棄家爲僧、朝夕左右、迨弘法江右之青原、與兩兄更番省侍、不避寒暑。」と言われているのなどがそうである。また『龍眠風雅續集』卷十九に見える「潘氏翟」小伝にも、母潘氏に従って父の行方を尋ねた事実が記されている。即ち、「南都黨禍起、文忠公避而之四方、爰挈少子中履、間關萬里、由閩之粵。尋以江南初定、君舅疾篤、歸而上事貞述公、下撫子女、死喪、婚家之累一身任之、以紓文忠公內顧之憂、成其大節。」

上の「文逸公家傳」によると、父が南明朝内部の権力闘争のはざままで身が危うくなり、逃れて流寓生活を始めた時には方中履はまだ数え年7歳であったとされているが、任氏・羅氏の年譜によると、方以智が南京にあった南明王朝（弘光帝）の追捕を受けて南へ逃亡したのは、順知元年（1644）のことであり、崇禎11年（1638）生まれの方中履はちょうど数え年7歳にあたっていて、両者の記事は年代の上できちんと符合している。任道斌『方以智年譜』は、方以智の『浮山文集』所収の書翰を拠り所として、妻と幼子方中履が粵に辿り着いて方以智と再会したのは順知3年（1646）の秋であったと考証しているが、この年方中履は9歳になるから、やはり「文逸公家傳」の記事と符合する。そうすると、続く十代から二十代の最も思想・知識の吸収に適した時期に、方中履と父との交流はかなり濃密であったことになる。1、2年毎に郷里に帰って母を見舞い、そのたび幾月もたたぬうちに再び父の元に戻るのを常とした、と「文逸公家傳」が述べているが、それだけ父とうまが合ったとも考えられるし、父の影響が大きかったとも考えられる。そんな方以智・方中履父子の関係を、世人は蘇軾と蘇過の故事に喩えたという（『桐城耆舊傳』卷七「諸方張葉傳弟七十四」（11）・『桐城方氏七代遺書』卷首（12））。

（3）方中履の学問傾向と執筆経緯

上記のように方中履は若年期における父との交渉も濃密で、その考証学的傾向は父の学問の一面と重なる面があるにもかかわらず、方中履自身は、『古今釋疑』を結実させた自己の探究が誰に強制されて始まったわけでもなく、自らの嗜好に発したものと述べている。最も詳しい記述は「古今釋疑自序」に見えるもので、同序の前半には執筆の動機と経緯がかなり詳しく述べられている。まず冒頭の記述は次のようである。「嗟乎、學問豈非終身之事哉。古之儒者自少至老未嘗一日廢書、故其學識輒與年進、至于著書立說、必晚歲而後論定也。方余之始集古今釋疑、甫弱冠耳。當是時讀書開卷、遇經史禮樂制度諸說紛拏、患之、置之不可、遂酷嗜考核、志氣甚銳。而家世藏書、雖經兵火、尙數萬卷、足以供漁獵。里中藏書家亦數姓、可備假借。遠則秋浦劉氏、金陵黃氏、丁氏、張氏、又補其缺。以故窮年矻矻、如治亂絲、如決聚訟。苟遇一事未明、一論未確、若有所負然者。故名古今釋疑者、非敢曰能釋古今之疑。蓋將以釋吾之所疑也。」ここには、若い頃

の著者が郷里にあって、経史の記事や礼楽制度の、諸説紛々として解釈の定まらない事項に出会うたび、家伝の蔵書や土地の蔵書家の蔵書をあさり、時には秋浦（安徽省池州府貴池県）や金陵（南京）まで蔵書家を訪ねて、書籍の中にその答えを求めつつ考証に没頭した日常が追憶されている（13）。そして、このような作業が結実して、『古今釋疑』という著述がその形を現したのは、著者が「甫弱冠」、ようやく20歳になった頃のことであったと書かれている。著者は「始集」という言葉を使っていて、この時点で『古今釋疑』が書き始められたのか、ほぼ完成していたのか明瞭ではないが、『古今釋疑』に寄せられた同郷人の序の中には、方中履が若年の当時既に書が成っていたことを窺わせる叙述が幾つか見えている。例えば、戴移孝の序に「斯則素北二十年前之所作也」、江阜の序に「此書成於二十歳時」、一族の者である方逢月の後序に「當書成時年甫二十餘。」とあることなどがそれであるし、更に近親の者の証言としては長兄方中徳の序に「古今釋疑、蓋其弱冠時輯所聞見者。」と、次兄方中通の序に「是書告成于二十年前。」と述べられている事実がある。戴移孝の序や方中通の序は後にも述べるように、康熙21年（1682）序の刊本から既に収録されており、年譜では方中履は順知14年（1657）に数え年20歳と推定されているから、方中履20代の作品とすると、序の文言と年代的にはほぼ符合する。また、いっそう具体的にそれを窺わせる記述が、同郷人馬教思の序に見られる。馬教思は、明朝以来の桐城の名門の出身で、いち早く清朝に出仕の道を選び一族の再興を果たしつつあった馬士瑛の四男にあたり、康熙18年の会試に首席で及第した秀才であった（14）。馬教思は方中履の一族とは関係の浅からぬ人物で、『國朝耆獻類徵初編』巻百十七「詞臣三」の馬教思の伝に、「馬先生者諱教思、字臨公、一字嚴沖、號檀石、安慶府桐城縣人也。……九歳屬文不起草、外舅檢討方公密之奇之、讀書白門長干寺、召先生往受業。……。」という叙述が見えていることから、恐らく少年時代に方以智に教えを受ける経験を持ったことがわかる。また『古今釋疑』の序では方中履を「内弟方素北」と呼んでいるので、方中履の姉が馬教思に嫁いでいたらしい。さて、その序によれば、馬教思が科挙を受けるにあたって、『古今釋疑』の学識をもって援助したのが方中履であったというのである。ことは「癸卯」の年、急な詔により、科挙から八股文が廃され、代わりに策論が出題されると決まって、諸生が一斉に「稽古」に従事するようになったことから始まった。この癸卯の年は康熙2年（1663）であろう。この年に馬序が述べるような科挙制度の改革が行われ、その後2科にわたり実施されただけで中止になったことが『清史稿』の「選舉志」（15）にも見える。この時、馬教思も負けじと「経史天文地理」の諸学にいそしんだが、従来の書物は編纂が系統立っておらず、個々の事項の「源流訓詁」や先儒の諸説の検索に非常に不便であることに苦しみ、自ら『古今經濟本末』なる参考書を編纂しようと企ててそれを友人の方中履に打ち明けたところ、方中履は「古今釈疑の論を以て君を助けよう」（「助子以古今釋疑之論」）と答え、その時に馬教思は「始得見其書」、はじめて「その書」を見る機会に恵まれた、と述べている。科挙の改革のあった康熙2年に方中履は正に20代であった。従ってその頃、著者が自ら『古今釋疑』と名付けた「書」が確かにあった

らしいのである。『古今釋疑』巻首に掲載されている著者自身の文章には「自序」の他に「凡例」があるが、その「凡例」の中に次のような一節が現れる。「履少遭家國之難、流離失學、幸而生還、伏丘園者亦已十年、遂踰弱冠、既甘泉石、惟理簡編。」方中履は後述する如く、「家國の難」に逢着したのが6歳から7歳の頃、母とともに父の行方を訪ねあてたのが9歳の頃、それから10年といえましょう20歳頃（「弱冠」）である。この「凡例」が、著作が最初に形を成した時に書かれたものなのではないだろうか。同じ「凡例」の中には、「此書本非完書、姑以所得録之。經濟性命、茲未暇及。」という言葉も見え、この時いちおうのまとまりはつけたものの、後日修訂を施したり続編を作るつもりがなかったとも言い切れない。

だがこのような著者の考証癖は後に中断して、『古今釋疑』の原稿も「敝篋」の中にうち捨ててあったのだと、「古今釋疑自序」は言う。即ち、「既輟簡不數年、蹉跎三十、去而學道、此書棄敝篋中、今十有六載矣。」しかし、読書好きな著者はその後も既読の典籍を読み返し、蔵書家を訪ね、晩年の父に教えを受けていた。そうして深まった知識に照らして見ると、なお己の考証に物足りぬところが多いと告白している。即ち、「余性無他好、所至獨問異書。及先文忠公老于江西、余遂半作江以西人、因從陳氏蕭氏藏書中得讀未見書。復覆視昔日曾讀書、先公親爲指授、涵泳紬繹、又未嘗不悔向者之猶疎濶也。」（『古今釋疑自序』）。とはいえ、『古今釋疑』の原稿こそうち捨ててあったかもしれないが、「余性無他好」と言い切ったあたりには、年を経てなお変わらぬ著者の考証癖が自認されているようである。またこの一節は、「自序」冒頭に、古の儒者は若い頃から晩年に至るまで孜孜として読書にいそしみ、學識を深めて後、「著書立説」は必ず「晩歳」に至って始めてとりかかったものだと述べている一節と前後相呼応していて、自らの『古今釋疑』は儒者のたしなみに反して弱冠20歳の頃に文字にしてしまった若書きの著作であるので、内容の不十分は覆いきれないものがある、と謙遜した言葉でもあるのだと思う。

しかし、『古今釋疑』が家伝の学問、父親の業績と関わりなく生まれたわけでは決してないだろう。筆者はこれまでのところ『古今釋疑』の巻之十七のみを精読したに過ぎないが、そこに開陳された学説には、父方以智の『通雅』や、特にその中の「切韻聲原」にほとんど同じ文言の記述を見いだせる部分も少なくなく、子弟の学問形成における父親の影響の大きさが想像されるのである。

上掲の「自序」の記述を「方以智年譜」が考証している方中履の年齢と照らし合わせてみよう。先にも述べたように、『方以智評傳』や任道斌と羅熾の「方以智年譜」によると、方中履は崇禎11年戊寅（1638）の生まれで、方以智28歳の時の子であるから、数えて20歳を迎えるのは西暦1657年となり、清の順治14年、南明（桂王）の永曆11年である。上で見た如く方以智の年譜類に従うと、順治12年から15年にかけては父の方以智が父の喪に服して桐城に止まっていた時期であった。

方以智は順治元年（1644）に弘光帝に追われて流寓生活に入り、順治7年（1650）末に清軍に捕われて出家を遂げた後、順治12年（1655）に父が死ぬまでの4、5年間は、広西の梧州を最初に、

広東省から江西省（後に駐錫する青原山も訪れている）へと徐々に北上、順知9年（1652）には桐城で父の方孔炤と再会した。しかしそれを清朝の官吏に知られて出仕を迫られるので、南京の天界寺の覚浪道盛を師として受戒し、高座寺の看竹軒に籠もって修禪する（16）。だがその間も錢澄之・侯方域ら俗界の友人との対面や書信による交流は絶やさず、『易』や『莊子』の研究も進め、詩の贈答なども行っていた。父の喪に服していた時期も『周易時論』等の編集に携わり、傍ら禪を講じた。次男の方中通に『易』の象数学を授けたのもその頃である。また、『古今釋疑』の刊行に際して序を寄せている戴移孝（17）や黃虞稷も、この時に方以智に学を授けられたという。戴移孝は、本人は既に故人となった後の乾隆時代に、その著『碧落後人詩集』が禁書とされたことで子孫が受難者となり、清の文字獄史上に悲劇的な名を残した。

方中履は、7歳から18歳までの十余年間を郷里と各地を転々とする父の元を往復しつつ暮らし、父の教えを受けながら考証の学を好むようになったのであろう。父が出家し、特に南京に止まるようになってからは、より落ち着いて交流することができたのではないだろうか。秋浦や金陵の藏書家各氏を訪ねてまだ見ぬ書物を探索したのも、そのような父の人縁によって可能になったのもあろうか。

方以智は、父の喪が明けると、再び桐城を離れて（喪が明けたことで出仕を断る理由が失われた為でもあろうか）、江西各地を巡錫に出かけたのは先に述べた通りである。これから青原山に止まるまでの7年間、杖をとどめた地をたどってみると、廬山、寧都、新城、南城、南昌、泰和など、江西省内の地名がほとんどで、方中履が自ら「及先文忠公老于江西、余遂半作江以西人」と追懐している事と符合する。過去の研究成果を顧みて「未嘗不悔向者之猶疎濶」という感慨を持ったのも、その時期に視野が広がったことによるのだろう。この時期に更に江西地方の藏書家の藏書を見る機会に恵まれたことも、方中履自身が特筆しているところである（18）。方以智が順知14年（1657）に江西に旅立ってから康熙10年（1671）に逝去するまで、15年が経過しており、『古今釋疑』が書き始められるまでの「十余年」と同じほどの月日を、方中履は父の影響を受けながら学問を深めつつ過ごしたのである。父の逝去にあたって、方中履は三十代半ばの年齢であった。先に掲げた「古今釋疑自序」中の一節、「既輟簡不數年、蹉跎三十、去而學道、此書棄敝篋中、今十有六載矣。」の「蹉跎三十、去而學道」について、余英時の「方中履及其〈古今釋疑〉一跋影印本所謂“黃宗羲〈授書隨筆〉”は、方中履の「聽雪齋詩序」に「十餘年來、余省侍青原、去而學道、忽涉患難、幽憂疾病相乘。」（19）という文があることを証拠に、青原で父に侍していた時期を指すと解釈している（20）。方以智が青原山に落ち着いたのは先に見たように康熙3年（1664）であった。この年、方以智は54歳、方中履は27歳だったはずである。そして「古今釋疑」の「自序」が書かれたのは、「自序」末尾の日付「己未仲夏」に拠ると、康熙己未、即ち康熙18年（1679）である。従ってその間16年、確かに「自序」が「十有六載矣」と言うのと合っている。もっとも、方以智の年譜類が記す方中履の生年や、その他の編年そのものが、このような各種の

文献を根拠に算出されたものであるとすれば、符合するのは当然とも言える。

以下に、上でたどった経緯を年表にしてみる。主たるよりどころはやはり任道斌や羅熾の「方以智年譜」である。中国の年号は順知以後は清と南明のそれを併記すべきところであるが、スペースの関係から清朝の年号のみを表記した。

		方以智		方中履	
中国	西暦	年令	事績	年令	事績
崇禎11	1638	28		1	誕生
崇禎13	1640	30	進士となる。	3	
崇禎17	1644	34	北京陥落、脱出。南明朝から離脱、その後南方各地を転々とする。	7	母の供をして父を尋ねる。ついで単独、父に随従する。
順知3	1646	36		9	
順知7	1650	40	清軍に捕えられる。	13	
順知8	1651	41	清軍に釈放され出家する。	14	
順知9	1652	42	除夕、桐城に帰る。	15	
順知10	1653	43	南京の寺にこもり修禪。	16	
順知12	1655	45	父方孔炤死去、桐城へ帰り服喪。	18	
順知14	1657	47	桐城滞在。	20	『古今釋疑』の執筆が行われる。
順知15	1658	48	喪が明け、江西に赴く。	21	
康熙3	1664	54	江西の青原山に駐錫する	27	青原で父に侍し、禪を学ぶ。1～2年毎に郷里に帰って母を見舞う。
康熙6	1667	57	福建に旅す。旅先を錢澄之が訪れともに白雲寺に遊ぶ。	30	
康熙10	1671	61	「粵案」発生、粵に護送の途中万安の惶恐灘で死去。棺は万安の水月山に仮安置。	34	父の臨終に立ち会う。両兄が到着、中履は喪服を整えに泰和に赴く。
康熙11	1672		「桐城難」発生、中徳・中通投獄。「粵案」終熄、「桐城難」稍緩和。方以智の棺が桐城に帰る。	35	江西の泰和で『浮山集』を刊行。
康熙18	1679			42	「古今釋疑自序」脱稿。

「自序」の記述は、続いて、父の死後、自身の郷里における生活ぶり、『古今釋疑』刊行に至る事情に移る。この部分は、次の第3章で検討することにした。

3. 刊行について

(1) 父の死後

方中履の伝記には、彼が挙業を修めなかったと特記するものがある。例えば、『重修安徽通志』（卷二百二十二 人物志 文苑一 安慶府 國朝）が、「生平不治舉業、博覽群書。」と言い、『安慶府志』（張楷纂修訂 卷之十七 人物志 孝友傳 桐城 國朝）が、「生平不治舉子業、力學嗜古、藏書萬餘卷、靡不披覽。」と言うのがそれであるが、上に見たように、方中履が際会した明清交代期という時代背景、明の遺民としての節を貫いた父方以智の生き方などを考えると、終生挙業に興味を示さず学問に没頭する生涯を送った彼の生き方は、平和裏の読書人が選んでそのようなあり方を好むのとは異なり、ずっと切迫した覚悟を以てなされたものだったにちがいない。父の方以智も明朝の進士になったのは崇禎13年30歳の時で、若くして天才を発揮していた方以智としてはかなり遅い。方以智もまた朝廷で政治を執ることに積極的ではなかったが、いよいよ王朝が末期的状況を呈し始め、四方を農民反乱に包囲される形勢が現れるに及んで、臣として一臂の力を尽くそうと決意した故の翻身であったという（21）。ちょうどそれと同じ年齢を、方中履は二朝に仕えることを免れるため仏門に逃れた父に随侍し、30代半ばで父の逮捕と父の死（自殺かもしれない）を目撃し、続く家門の難に遭遇したわけである。

『方以智評傳』によれば、方以智が晩年に清朝の獄に捕らえられる原因となった「粵案」は、現存資料が少なく、それも曖昧な表現がされているので、実情がよくわからないという。ともかく粵西から起こった事件で、方以智が南明の永曆帝の王朝に密かに参与していた、つまり反逆者の一味であったと中傷する者があったのだというのが『評傳』の推定である。これについて、余英時「方以智自沉惶恐灘考」は、「粵案」における嫌疑は事実無根の中傷とばかりも言えず、方以智は錢澄之等の復明運動と何らかの関わりがあつて、例えば順知14年に南京の白門で行われた復社の集会に参画しているが、この会合は密かな政治運動の性格を有していた可能性があり（22）、康熙6年に方以智が青原を離れて福建の各地を巡錫する旅に出ているのも、純粹に宗教的な目的の為ではなかったのではないかと推測している。康熙10年（1671）3月の「粵案」の発生時、方中履は父と共に捕らえられて護送されており、故郷の桐城では次兄の方中通が桐城の獄に繋がれた。そして方中通の息子方正珠と、従兄弟の方中発が故郷と江西を往復して奔走した。やがて同10月7日に方以智が護送の途中で急逝するが、翌年の康熙11年（1672）に至ってもその棺は万安の水月山に止まったままで公文が下るのを待っていた。その時水月山の棺に侍していたのは方中通で、方中履は泰和に移って父の文集『浮山集』の刊行にかかっていた。その夏、故郷の桐城では所謂「桐城難」が発生、方中徳と方中通が桐城に戻って獄に繋がれる（23）。しかし年内に「粵案」の嫌疑は晴れ、桐城における一家の監視もやや緩やかになったものの、しかし一度傾いた家運は再び隆盛を取り戻すことはなかったという（24）。方以智の棺が故郷に帰還したのはその年の

冬になってからだった (25)。

この時の方家の苦境は、「汗青閣文集」に収められた文章の中に散見する叙述によって、その厳しさが推し量れる。これは余英時が「方以智晩節考」の中で既に詳しく考証している事であるが、方中履の日常生活が生き生きとかがえる自作の文章に「亡妻張氏行略」（「汗青閣文集」巻上）がある。余氏も引いているところであるが、「粵案」発生当時の方家は、同文によると「先公晩遭患難、余侍左右、不復能顧家。家人齏粉在俄頃、吏卒洶洶圍守。」という状況であった。一家眷属が瞬く間に粉みじんに砕かれたありさま (26)、家は怒号する司直の配下に包囲され、一気に忌み嫌われる罪人の境遇に陥ったようすが手に取るように表されている。従兄弟の方中発も「古今釋疑後序」の中で、こんなふうにする。「覆巢之下、元無完卵、而余兄弟猶得以九死餘生、讀遺書而砥家學、固已有厚幸焉。」

方中履の妻張氏は、「行略」の冒頭に「亡妻張氏大司馬僖和公之第七女、年十八來歸。」とあるように、兵部尚書張秉貞の娘で、当時盛いを増しつつある豪家の出身であった。名を瑩といい、「古今釋疑」に序を書いている張英（文端公 1638～1708）のいとこにあたる (27)。しかし彼女は、実家の勢力を鼻にかけるどころか、婚家の人々に高ぶっていると思われまいとして、いっそう慎ましやかな態度を心がけ、夫の生き方を疎んじることもなかったと、方中履は回想している。「當是時僖和公家方隆盛、先文忠公既出世、余即絕意仕進、君深自歛抑、惟恐以門第驕人。」（「亡妻張氏行略」）。夫人は「粵案」によって婚家に嫌疑がかかってからは、実家に累を及ぼすことを懸念してだろうか、里帰りすることも避けている。「君最孝于母、至是絕不歸寧。曰、吾生死方氏、豈跬步離此哉。既數月、孔太君竟以憂卒、君喪祭盡禮、親黨由是大賢之。」（「亡妻張氏行略」）。「孔太君」とは恐らく張氏の実家の母であろう。陰ながら気をもみ続けたあげく、数ヶ月後に憂いによって逝ったと記されている。『龍眠風雅續集』卷十九の「張氏瑩」小伝には「其母孔太君與文忠公先後即世。」とあるので、没したのがこの順序であるとすれば、正に事件のさなか、方以智よりも先に張氏の母は亡くなったことになる。

このような事態を通り過ぎて、方中履は残る生涯を郷里に閉居して、「稻花齋」という書齋を設け、母に侍すかたわら、学問と著述にふけて日を送った (28)。「文逸公家傳」は次のように言う。「及辛亥送終萬安、明年扶櫬歸。乃築稻花齋、奉母隱居。時伯仲皆遠遊、娛孺人之暮年、頼公左右無違焉。公孝友敦篤、生罹患難、見者咸酸辛、公獨甘之。嘗曰、人生至樂事親讀書、侍吾親受父學、幸兼之矣。晚年手一編、終日不出戶、以著書明道爲己任、著有古今釋疑、汗青閣詩文集、行世。」即ち、郷里を離れずに母に仕えて暮らし、書を著して道を明らかにすることを以て己の任務と見なしていたという。また、「古今釋疑自序」は次のように語っている。「亡何憂患頻仍、繼之以大故、墓田丙舍、僅存病骨。學殖荒落、遺忘殆盡。於是築稻花齋於湖畔、枳籬茅屋、惟與農夫野老話桑麻、較晴雨、以樂殘年。遺民之志如是焉爾。」『龍眠風雅續集』卷十九の「潘氏翟」小伝が伝えるところでは、母の潘氏は「獨居四十餘年、年八十二而終。」とのことで、夫の死や困難

な事件の連続にも気丈に耐えぬき、長寿を全うした。

(2) 楊霖による刊行

「古今釋疑自序」の叙述によると、『古今釋疑』の刊行は、吳舫翁という人物が姑孰の楊公竹菴に方中履について話し、心を引かれた楊公の度重なる求めに応じて『古今釋疑』の原稿を貸与して、楊公がこれを姑孰で刊刻したことによって実現したという。即ち、「初不意吳子舫翁言余于竹菴楊公也。公由此苦慕釋疑一書、適過桐見訪、必欲借抄。余謝病不出、而公求書益堅。余雖不甚愛惜、亦尚覺可念顧、無辭以拒也。即舉稿付之。公歸姑孰乃召十吏繕寫。公子部山五夜讐較、繙閱卷舒。父子嗟賞、竟爲之鏤板以行。嗟乎、余之愧可勝道哉。」これが「己未」（康熙18年）の日付を持つ自序における記述である。

楊竹菴は『古今釋疑』の刊行者で、『古今釋疑』に序を載せている楊霖である。また、吳舫翁は名を雲、字を天門、号を舫翁といい、江西の吉安府安福県の人であるが、余英時の「方以智晩節考」・「方中履及其〈古今釋疑〉」の考証によると、楊霖とは同郷で、代々つきあいのある間柄であったほか、嘗て青原の方以智のもとに参禅したこともあり、「吉州の遺民で方以智と関係が最も深かった者」の一人であったと認められるという(29)。「古今釋疑」の序などでは、二人とも「安成」の人と名乗っているが、漢代の安成県がこの安福県の辺りにあったためと考えられる。方中履自身との交際があったことも、「汗青閣文集」（巻下）には「吳舫翁文集序」があり、また吳雲の父の吳甲の墓誌銘「吳孝隱先生墓誌銘」も収録されていることから明らかであると思われる。「古今釋疑」の巻首には吳雲の寄せた序文も収録されている。この吳雲もまた明の遺民として過ごし、清朝に仕えなかった人であって、伝記資料が多くは見られないが、「方以智晩節考」（二「俗縁考」）が引用している『吉安府志』の伝記（巻三十七 人物志）のほか、清の高崇基等修、王基等纂の『安福縣志』（乾隆47年刊本）にも伝記が見える（巻十一 人物志 儒林 補遺）(30)。但し余氏の引く『吉安府志』の本伝のほうが詳しく、明の遺民としての節義にも触れているので、資料価値はいっそう高いと思われる。

楊霖は『古今釋疑』の刊刻当時姑孰にいて、桐城に立ち寄った際に方中履を訪れたことがあると「自序」に書かれているが、この楊霖も伝記資料があまり見られない人物である。しかし、「文逸公家傳」に「姑孰太守楊竹菴爲鏤板、康熙間相國張文端公進呈御覽、與太史公所著通雅並傳、乾隆間載入 四庫全書、學者稱文逸先生。」と、「汗青閣文集」の「亡妻張氏行略」に「姑孰楊使君慕余所著書、爲捐俸鏤板于治所、以讐正迎余。」と記されており、『古今釋疑』に寄せた楊霖の序の末尾に「康熙戊午菊月九月安成楊霖竹菴氏拜題於太平郡署之雪舫」と署名があることから、当時の安徽省太平府の知府で、府治のある当塗（すなわち姑孰）にいたことがわかる。先にも参照した『重修安徽通志』（清・吳坤修等修、何紹基等纂）によると、卷一百二十三「職官志 表十一」の職官表の康熙十五年の「分轄」の欄に、「楊霖 安福人進士太平知府。馬有用 正紅旗人

貢生太平通判。」と記されている。従って、この康熙15年（1676）が楊霖が太平府の知府になった初めであると思われる（31）。また、余英時も考証している通り、楊霖が呉雲と同じ安福県の出身者であることもわかる。同じ職官表でその後の太平府の異動を追ってゆくと、康熙二十年に「張鼎昌 絳州人監生太平通判。」とあり、次の卷一百二十四「職官志 表十二」の康熙二十二年の欄に「呉延壽 正紅旗人廕生太平知府。于宗孔 漢軍人監生太平同知。」とあるので、楊霖はこの康熙22年（1683）に太平府知府の職を呉延壽に引き継いだのではないだろうか。楊霖の『古今釋疑』の序文の日付は「康熙戊午」であって、康熙17年（1678）にあたると思われる。上記した如く、方中履自身による序文の末には「己未仲夏龍眠小愚方中履漫書」と書かれていて、「康熙己未」すなわち康熙18年（1679）の日付が付されている。そして、序跋類の中でいちばん新しい日付のあるのは張英による「康熙二十一年壬戌」（1682）の序であるので、『古今釋疑』が刊行された年代はそれより後の近い時期と考えられる。すべてが楊霖が太平府知府に在職していた時期の中に含まれるわけである。なお「古今釋疑自序」の中に見える「公子部山」とは、楊霖の息子で、名を楊嗣漢という。彼は『古今釋疑』に跋を書いており、それには「安成楊嗣漢部山氏」と署名している。この楊嗣漢の跋に、楊霖が姑孰に赴任した年代や、公務で桐城に赴いて方中履と対面した年代が記されている。それによると、父の楊霖が「姑孰之命」を受け船で淮河を渡って任地に至ったのが、「丙辰」の「冬」であった。そして父が「公事」で桐城に行き方中履と対面したのは「戊午」の「秋」であったという。「丙辰」は康熙15年（1676）だから、上記の『重修安徽通志』「職官志」の記事と合っている。また「戊午」は康熙17年（1678）で、楊霖の序の日付と同年である。同序の日付は「康熙戊午菊月九日」と書かれていて、同年の旧暦9月9日である。方中履と相知ってから早いうちに書かれたという印象であるが、先の「古今釋疑自序」にも見えるように、楊霖はこの時に、直接、『古今釋疑』の借用と刊行を認めてくれるよう方中履に頼んで、ついに目的を達している。そのことも同じく「楊跋」に見える。即ち、「不意戊午之秋家君以公事得如桐與合山相見、因求其書、欲爲之壽木。三請而後得出。既而先生以知己之感、并因家君之請吾師之約、始惠然來姑孰、相與晤對者一月。動靜語默、裨益良多。余何其幸也。」ここに、方中履が姑孰にやってきて一ヶ月も滞在したと述べられているのは、後に触れる、『古今釋疑』の校正に出向いた折のことなのだろう。『古今釋疑』巻首に見える兄の方中徳の序（「伯序」）には、「楊竹菴先生因吳子舫翁之言始而遣使購其書、繼而捐俸入授之梓人、欲以其書廣之天下後世。」と記されていて、楊霖は使いを派遣して購入を申し入れた如くに受け取れるけれども、もしかするとそのような事が先にあって、何度か謝絶された後、公務出張の機会に直接対面しての懇望となったものかもしれない。呉雲の序には、書を手に入れると、まず「善書者」10人を選抜して期限をつけて繕写させ、「二旬」かかってそれができあがると、早舟をしたてて急ぎ方中履に送り返したと記されている。次いでさっそく、呉雲と息子との3人で、刊行の相談にとりかかったのであるという。

さて、「古今釋疑自序」の叙述を虚心に読んで行くと、方中履は知府の引き立てで自著が世に出ることを表だって喜ぶさまを見せようとしていないのに気づく。「自序」ではそれが、一種の謙遜を表すかのような文章として織りなされているけれども、上掲した「亡妻張氏行略」には、楊霖の要望で『古今釋疑』が刊刻される運びになったことを述べた後に、妻との間の次のような逸話が掲載されている。「姑孰楊使君慕余所著書、爲捐俸銀板于治所、以讐正迎余。余按、昔者文獻通考之刻、馬端臨爲有宋遺民、亦自往校勘、遂行。窺君之意、雖樂余書之行世、似猶病余不深自晦、其送詩曰、始信文章是神物、令君遽肯見公卿。蓋微詞也。」刊行するにあたって、楊霖は方中履を太平府の治所に招き、いわば出張校正を頼んだわけだが、方中履が清朝の臣たる楊霖の治所に足を踏み入れるにあたっては、宋の遺民であった馬端臨が『文獻通考』の校勘の時だけは例外的に同じような行動をとったことを引き合いに出さねば実行できなかったわけである。それに対し、妻は「始信文章是神物、令君遽肯見公卿」という詩を作って贈った。夫は心中、「蓋微詞也。」という味わいのある言葉でそれに応じた。しかし、妻張氏の一族は、いとこの張英が康熙6年に進士に登第し、康熙20年までに翰林院学士と礼部侍郎を兼ねる地位まで昇っていた(32)ように、清朝に仕えていち早く門戸を栄えさせた家であったことを考え合わせると、当時の漢人士大夫の処世の難しさや、代々同じ土地で暮らしながら立場の違う名家の間で交わされたお互いの配慮などが窺われる。楊霖もまたその機微によく通じて、行き届いた心遣いをしたらしい。『龍眠風雅續集』卷十九の「方中履」小伝には次のように書かれている。「書成、姑孰太守竹庵楊公爲之捐貲銀板行世。又撰書幣敦請至其署、俾長公部山執弟子禮事之、而絶口不以居間請。即君之博雅狷潔名動公卿具見一斑矣。」

(3) 複数回にわたり刊行されたか

現在中国大陆と台湾から影印刊行されている『古今釋疑』には、次の5種類がある。

- ・『四庫全書存目叢書』所収のもの
- ・『續修四庫全書』所収のもの
- ・『清代學術筆記叢刊』（徐徳明・呉平主編 学苑出版社刊）第6卷に所収のもの
- ・江蘇廣陵古籍刻印社が1988年7月に刊行したもの
- ・台北の学生書局が1971年5月に刊行した抄本『古今釋疑一原題「授書隨筆」』

4番目の台湾で影印された抄本は、原本が偽って黄宗義撰『授書隨筆』と題された本であるため、『古今釋疑』自体の序跋類は全て削除されているが、これを除く4種にはそれぞれ多数の人の序や後序や跋、著者による自序・凡例・附録の詩（「寄謝楊竹庵先生爲刻古今釋疑五十有二韻」）が付されている。それを見てゆくと、3つの影印本は2つの種類に分かれる。

1種は、『四庫全書存目叢書』・『續修四庫全書』・『清代學術筆記叢刊』に収録されているもので、それらの叢書が康熙21年の安成楊氏による汗青閣刊本であると注している通り、序文のうち、

最も日付の新しいものは張英による康熙21年（1682）の序である。それに対し、江蘇廣陵古籍刻印社が影印した『古今釋疑』には、「康熙丁卯春正月」の日付のある徐乾学の序文と、「庚寅春月」の江阜の序文がついている。この両者の序は『四庫全書存目叢書』や『續修四庫全書』の『古今釋疑』にはない。『清代學術筆記叢刊』の本は、他の本にはついている方中徳・方中通・方中発ら兄弟従兄弟の序や後序が一切見られず、「附録」の詩や「目録」が大字の序と小字の序の間に割り込んでいる特異な形態の本であるが、これにも徐・江の序はついていない。「康熙丁卯」は康熙26年（1687）にあたるので、徐乾学の序がついている本は、少なくともそれより後の刊行とみなしてよいだろう。

筆者は2014年の間に国内各機関が所蔵している『古今釋疑』の版本・抄本をおおよそ実見（一部は複写にて閲覧）して、その序跋類を調査してみたが、やはり徐乾学の序があるものとなないものとのに類別できることを見いだした。

『四庫全書存目叢書』と『續修四庫全書』の『古今釋疑』では、「後序」と「跋」とは卷末に掲載されているが、他の刊本では諸の序文とともにみな卷首と一緒に掲載されている。序跋類は、大字で刻されているものと小字で刻されているものに分かれ、おおむねは大字で刻されたもののほうが先に置かれているが、個別の序のあるなし、序の掲載順序などが、テキストによって異なっている部分がある。

最も新しい日付の序が康熙21年の序である本は、上記の『四庫全書存目叢書』・『續修四庫全書』・『清代學術筆記叢刊』の仲間であるが、国内のものでは、次の4種がそうであった。

・京都大学人文科学研究所（東アジア人文情報学研究センター）蔵本

所蔵機関の書誌データ「康熙二十一年安成楊氏刊本 汗青閣蔵版」

・都立中央図書館（市村文庫）蔵本

同上「康熙二十一年序刊本」

・東大総合図書館蔵本

同上「出版地不明 汗青閣 康熙21（1682）序 広東籌賑日災総会寄贈本」

・新発田市立図書館蔵本

「全国漢籍データベース」の書誌データ「拠康熙21年序刊本鈔」

各本の卷首（『四庫全書存目叢書』と『續修四庫全書』では卷首と卷末）に見える本文以外の記事（序跋類・凡例・目録・附録等）は次の表の通りである。人文科学研究所の蔵本を基準にして作成したが、各欄の左端の数字は掲載されている順番を表し、次の「大」・「小」は大字で刻されているか、小字で刻されているかの区別を示す。大字の記事は1行が12字、小字の記事は1行が20字で刻されている。

	序の日付	人文研	都立中央	東大総図	新発田市	存目	續修	学術筆記
張英序	康熙21 (1682)	1大	1大	1大	1大	1大	1大	
楊霖序	康熙17 (1678)	2大	2大	2大	2大	2大	2大	1大
呉雲序		3大	3大	3大	3大	3大	3大	2大
楊嗣漢跋		4大	4大	4大	4大	卷末3	卷末3	3大
徐乾学序	康熙26 (1687)							
戴移孝序		5小	5小	5小	5小	4小	4小	6小
馬教思序	康熙18 (1679)	6小	7小	6小	6小	5小	5小	
潘江序		7小	8小	7小	7小	7小	7小	8小
黄虞稷序		8小	6小	8小	8小	6小	6小	7小
江臯序	康熙40 (1710)							
方逢月後序		9小	9小	9小	9小	卷末2	卷末2	9小
方中徳序	康熙19 (1680)	10小	10小	11小	11小	8小	8小	
方中通序	康熙18 (1679)	11小	11小	10小	10小	9小	9小	
方中発後序	康熙18 (1679)	12小	12小	12小	12小	卷末1	卷末1	
自序	康熙18 (1679)	13小	13小	13小	13小	10小	10小	10小
凡例		14小	14小	14小	14小	12小	11小	11小
附録		15小	15小	15小	15小	11小		5小
目録		16小	16小	16小	16小	13小	12小	4小

上の表の各本は、徐乾学の序と江臯の序の欄が各本とも空白になっているが、この2つの序が附されていることが、もう1つのタイプの刊本の特徴である。それに該当するのは、1988年の江蘇廣陵古籍刻印社の影印本のほか、国内では次の3種があった。

・国立公文書館（内閣文庫）蔵本

所蔵機関の書誌データ「清・康熙二一序刊（汗青閣） 木村兼葭堂蔵書」

・国会図書館（東京・古典籍資料室）蔵本（抄本）

同上「江戸写」

・筑波大学図書館蔵本

同上「出版地不明 出版者不明 康熙丁卯 [1687] 序」

上記の4種類のいずれにも徐乾学の「康熙丁卯」の序があり、うち3種には江臯の「庚寅春月」の序も掲載されている。後者の江臯序の年代について作者の生涯から探っていくと、『碑傳集』卷八十一の「江公臯傳」（藍千秋作）に「公諱臯、字在湄、號磊齋、世居桐城之龍眠山下」と記されており、『古今釋疑』に掲載の序では「年家同學弟磊翁江臯」と名乗っているため、この両者は同一人と考えられる。『清史稿』（卷四百七十六 列傳二百六十三 循吏一）や『清史列傳』（卷七十四 循吏傳一）の本伝には「順知十八年」（1661）の進士とあり、『江南通志』（四庫全書本及び乾隆2年重修本）の本伝では「順知辛丑」の進士（「辛丑」は順知18年にあたる）で、81歳で卒したと記されている。上記『碑傳集』の「江公臯傳」は、「公享年八十有一、卒康熙乙未」と記しており、卒年が「康熙乙未」であるとすれば、康熙54年（1715）であることになる。この

年に数え81歳であるとする、1635年すなわち明の崇禎8年の生まれということになり、順知18年(1661)に27歳で進士になったことになる。『碑傳集』の伝では、「弱冠」で郷試に受かり挙人となってから、いくばくもなくして(「未幾」)進士になった、と書かれており、「未幾」という語の語感にふさわしいのかどうか筆者にはよくわからないが、年令的にはほぼ合っている(33)。『古今釋疑』の江臯序は日付を「庚寅春月」とするのみで年号を記さないが、同時代における「庚寅」の年というと、順知7年(1650)か康熙49年(1710)の2つが考えられる。江臯の生卒が上記のようだとすると、序の書かれた年代は、かりに順知7年とすれば、進士に合格する10年ほど前で、十代後半の作が再録されていることになる。しかし先にも見たように、『古今釋疑』そのものが著者方中履が20歳の執筆(或いは執筆開始)であり、方中履が崇禎11年(1638)の生まれだとすると、数え年20歳になるのは順知13年(1656)である。順知7年(1661)は、それよりさらに6年も前で、まだ完成してもない著作に序を書いたことになって、年代的に符合しない。従って60年後の康熙49年とみなしたほうが自然であろう。江臯は81歳で没する(康熙54年 1715)が、これはその5年まえであって、76歳の時の作ということになるが、江臯の序を見ると、その最後は次のような叙述で締めくくられている。「予老而歸田、焚棄筆硯、猶思得天下奇書讀之。從公子求得一編、眊眼燈前、三復不忍釋。思合山修文天上、抱書玉皇香案前、俯視塵海茫茫、金銀氣滿、中有白頭老叟、把卷篝燈、呶唔不輟、是亦古今一大疑案也。更將何以釋之乎。」即ちこの時、方中履は既に故人であって、江臯はその「公子」(息子の方正瑗であろうか)から『古今釋疑』を贈られて読んでいるわけである。自ら「白頭老叟」と名乗り、「老而歸田」と言っていることからわかるように、晩年、官界から故郷に退いた後の作である。また、余英時「方中履及其『古今釋疑』」の「六、方中履生卒考」の考証に従えば、方中履の没年は康熙25年丙寅(1686)で、49歳の時であるから、康熙49年(1710)当時は確かに既に没している。息子の方正瑗は方中履晩年の子で、余氏の上掲論文も子細に考証している通り、「亡妻張氏行略」が言うところでは、方中履の正妻張氏が「康熙癸亥」(康熙22年 1683)に逝去した際には妾徐氏が既に懐妊していた子であり、『桐城方氏七代遺書』巻首の「副使公家傳」(方正瑗の伝)では、3歳で父を亡くしたとされているから、方正瑗は康熙23年(1684)の生まれであり、康熙49年(1710)には数え年27歳となるので、江臯序の「公子」と年令的にも符合する。「庚寅」はやはり康熙49年(1710)とするのが適当であろう。だとすると、江臯の序が含まれる本の刊行年代はそれ以後である。片方の徐乾学の序文の日付「康熙丁卯」は康熙26年(1687)で、徐序と江序の時間的間隔はかなり開いているが、その間の経緯についてはよくわからない。

いま、徐乾学の序文を有する各本について、巻首記事の対照表を作ってみると、ほぼ次のようになる。国会図書館の本は江戸期の写本とされるもので刊本ではないし、方中徳ら兄弟の序も、自序すらもついていない。江臯の序もついていないが、手写された元の本がそのようであったのか、何らかの事情で写されなかっただけなのか、判定しがたい。しかしこの本は、後述するよう

に、張英の名乗りが徐序のない各本と同一であるなど他の3本と異なる特徴があり、やはり特異な本であって、或いは別に1類を建てて検討すべきものかもしれない。

版本		内閣文庫	国会図	筑波大	広陵古籍
張英序	康熙21 (1682)	1大	2大	4大・5小	4大・12小
楊霖序	康熙17 (1678)	2大	1大	1大	1大
吳雲序		3大	3大	3大	3大
楊嗣漢跋		4大	4大	6大	5大
徐乾学序	康熙26 (1687)	5小	5小	2小	2大
戴移孝序		7小	6小		
馬教思序	康熙18 (1679)	10小	9小	8小	7小
潘江序		8小	8小	9小	13小
黃虞稷序		6小	7小		
江臯序	康熙40 (1710)	9小		7小	6小
方逢月後序		11小	10小		
方中徳序	康熙19 (1680)	12小		10小	8小
方中通序	康熙18 (1679)	13小		11小	9小
方中発後序	康熙18 (1679)	14小		12小	10小
自序	康熙18 (1679)	15小		13小	11小
附録				15小	16小
凡例		16小		14小	14小
目録		17小	11小	16小	15小

康熙21年序刊本と認められる徐乾学の序のついていないグループと、徐乾学や江臯の序文を有するグループとでは、序作者の名乗りや、目録の最後に列せられている校訂者の名前、扉の表記など、細かいところでも違いが見られる。

まず、扉の表記であるが、中央に「古今釋疑」と書名を載せる他、上に横書きで「楊竹菴先生鑒定」と記し、左脇に縦に「汗青閣藏版」と記す点はどちらのグループも同じであるが、右脇に縦に記されている著者名を、徐序を有しない各本では「桐城方素北著」とするのに対し、徐序・江序を有する各本は「桐城方素北先生著」とするところが異なっている。但し、『清代学術筆記叢刊』本と『四庫全書存目叢書』本は扉を載せておらず、国会図書館蔵の写本も扉を有さないの、それらについては判別ができない。

各巻の目録の最初に「安成」の「楊霖竹菴訂正」、同じく「吳雲舫翁參閱」と記す点は両者のグループで違いはない。

おおむね大字で刻されている張英の序文（特に徐序を有しないグループでは巻首の最初に置かれる）において、張英の最後の名乗りが、徐序を有しないグループの本及び江序のない国会図書館蔵の写本においては「同里年家眷會弟張英」と書かれているのに対し、徐序と江序を有する各本では、「同里年家姻會弟張英」と書かれている。張英は、上掲の「文逸公家傳」に「姑孰太守楊竹菴爲鐫板、康熙間相國張文端進呈御覽」と述べられているように、楊霖が刊行した『古今釋

疑』を康熙帝の御覽に呈した人であるが、先にも述べたように、方中履の妻張瑩とは従兄弟の關係にあたる。それより以前、方中履の曾祖父にあたる方大鎮が娘を張秉文に嫁がせ、張秉文もまた娘を方以智の弟方其義に嫁がせた。そして、この張秉文が、張瑩の父の張秉貞と張英の父の張秉彝の兄にあたるのである(34)。更に方中履は張秉貞の長子で張瑩の弟にあたる張茂稷(字芸圃)の遺詩集『芸圃詩集』に序文を書いており(「汗青閣文集」)、妻の一族との交際は疎遠ではなかったらしい。また、後に述べる内閣文庫の『古今釋疑』では目録の末尾に「壻 張廷瓚較對」という記載があるが、『安慶府志』の卷之八「學校志 選舉 進士 國朝 桐城」に見える張英の3人の息子(康熙年間に次々と進士に合格している)の名は長子が「張廷瓚」、次子が「張廷玉」、三子が「張廷璐」であって、方家の婿の「張廷瓚」とは、名の1字目が「廷」で2字目に玉偏の字を持つという共通の特徴が見られるので、同族の同世代と思われる。桐城の張氏の一族と方中履の家族とは、数世代にわたる姻戚關係にあったらしい。

さて、刊本がほぼ2つのグループに分かれるという話題に戻るが、この2つのグループが最も大きく異なる点の一つは、巻首の目録末尾に記されている校訂者の名前である。これが、徐序を有しないグループの各本では、「従子正璵 正璠 正璿 正璣 正璣較」となっている(35)。ここで彼らが「従子」と記され、方中履の子の方正璵と同じく1字目に「正」、2字目に玉偏の1字を有する名を持っていることから、方中履の兄弟の息子たちであると想像がつく。上掲の『安慶府志』(36)及び『桐城耆舊傳』(37)によると正璵と正璠は方中履の長兄方中徳の長子と次子であり、正璿は次兄の方中通の子であることがわかる。それに対し、徐序を有する各本では、さまざま異なった記載がなされている。国会図書館の本にはそれにあたる記載が見られないので除くとして、残りの3本を見ると、まず国立公文書館(内閣文庫)蔵本では、目録のすぐ後に「男方正璵鈔録」(13オモテ)と刻し、次の葉に、「壻 張廷瓚較對」(14オモテ)と刻す。次に筑波大学附属図書館蔵本は、所掲の人名が最も多く、次のようになっている。「男方正璵鈔録 壻張廷瓚較對

孫方張盤 張登 曾孫方賜郷 賜豪 蓮 芙航 賜吉 徳 賜藩 賜紱 崇鼎 元孫方膺闔 思蕓 啓壽 佩衡 膺懲元 天熔 莆 夢松 藜 芝 晉暄 朝措 慶 芸 夢録全補校」息子と婿だけでなく、孫、曾孫、玄孫の代まで校訂に加わっていることがわかる。江蘇廣陵古籍刻印社の影印本は、上記よりも幾つかの人名が少なく、次のような形になっている。「男方正璵鈔録 壻張廷瓚較對 孫方張盤 張登 曾孫方賜郷 賜豪 蓮 芙航 賜吉 徳 賜藩 賜紱 崇鼎 元孫方膺闔 啓壽 芝 天熔 莆 夢松 措書全補校」

上記のように筑波大学蔵本と江蘇廣陵古籍の本では、内閣文庫本にある「男方正璵鈔録 壻張廷瓚較對」の後に、更に著者の孫・曾孫・玄孫の代までの多くの人々が「補校」にかかわったことが記されている。『桐城耆舊傳』(38)が記すところによると、上掲の人名のうち、張盤と張登は方中履の息子の正璵の子であり、賜豪は張登の子である。いずれにせよ、この2本は内閣文庫本とはまた異なる類に属する版本ではないかと推量させるに足る特徴である。事実、内閣文庫本

(及び国会図書館蔵本) とこの2者では、掲載の序にもはっきりした違いがあって、上掲の表を見ても明らかな如く、筑波大学蔵本と江蘇廣陵古籍發行本には、戴移孝序、黄虞稷序、及び方逢月の後序がそろって抜けているのである。筆者は、江阜が著者の息子に一本を贈られて序を寄せたとするのが、内閣文庫に収められているような「男方正瑗鈔録 壻張廷灌較對」の本で、康熙49年頃の刊行にかかるのではないかと思う。そして、戴移孝・黄虞稷・方逢月の序文が削られている本は、それよりずっと後になってから改めて作られた本ではないかと思う。ちなみにこの方逢月は、その「後序」の中で方中履を指して「吾家素北」と言っており、方中履の一族であることは明らかである。彼の伝記としては『龍眠風雅續集』卷十三に小伝が見えるのが管見に入った唯一のものであるが、それによると、字を漢士、また舒来といい、康熙乙卯(14年 1675)の歳貢生で、人の幕僚となって台湾に赴任し、最後は福建の汀州で没したという。鳳啖・鳳翹という2人の息子があつた。『安慶府志』の卷之八「學校志 選舉」の「國朝 貢生 桐城」の条を見ると「方逢月 康熙十三年歳貢府學生」という条が見え、上記小伝の記述と年代が1年ずれているが同一人物であろう。同小伝の記述から逢月の「王父」即ち祖父は号を「培竹」といったことがわかるが、そのことから方氏一族の中での親族関係が判明しないだろうか。筆者にとっての今後の課題となっている。

(4) 乾隆期文字獄との関わり

余英時が「方中履及其〈古今釋疑〉」の中で考証している通り、『古今釋疑』に序を寄せている戴移孝については、本人は既に没後の乾隆45年(1780)になって、その著『碧落後人詩集』と戴移孝の子戴昆の『約亭遺詩』に清朝に対する叛逆的な意識が現れているとして子孫が投獄・処刑され、上記の著作も禁書に指定されるという事件が起きた。『碧落後人詩集』の禁燬については、原北平故宮博物院文献館編の『清代文字獄档』などにも詳しく資料が集められていて、清朝の文字獄史の中ではよく知られた事件であるが、余氏によると、これに伴って、『古今釋疑』についても戴移孝の序文は禁燬されるべきであるという決定がなされたという。

『古今釋疑』に対する措置について筆者が見ることができたのは、次の3種の書籍の記述のみに止まった。刊行年代の順に掲げると、

- i 孫殿起輯『清代禁書知見録』(1956年序刊)

「古今釋疑十八卷

桐城方中履撰 康熙二十一年汗青閣刊 此書内有逆犯戴移孝序文一篇應抽燬」

- ii 雷夢辰『清代各省禁書彙考』 48頁

「(十四) 乾隆□□□年□月□□日奏准。安徽巡撫□□奏繳十九種。據《應禁書目》校錄。

題爲安徽查獲應禁全燬抽燬各書十二字。(中略)古今釋疑十本全 本朝桐城方中履著。内有逆犯戴移孝序文一篇。擬抽燬。(中略) 以上六種應請抽燬」

iii 王彬主編『清代禁書綜述』「清代禁書題解」

「【古今釋疑】 雜著。清方中履撰。(中略) 有清康熙年間楊霖刻后印本傳世。此書因“內有逆犯戴移孝序文一篇”，為安徽巡撫奏繳，乾隆年間奏准禁毀。」

iiiの記述からすると、『古今釋疑』そのものが禁書になったようにも受け取れるが、iとiiでは戴の序文だけが「應抽燬」或いは「擬抽燬」となっていて、戴の序文を削除すれば『古今釋疑』本文には問題がないとされたようでもあって、どちらともよくわからない。しかし余氏は、こうして『古今釋疑』は1682年の刊行から100年に満たない1780年に禁書とされ、その後200年間に坊間では非常な稀見書となってしまったのだと述べている。そして、學生書局が影印した抄本が、黃宗羲の著作と偽って伝えられていた事実も、この禁燬一件と関わりのあることと推定している。

『古今釋疑』に直接関わりのある禁燬は上記の戴移孝の序文に関わる1件だけなのであるが、上掲のii『清代各省禁書彙考』によって乾隆期の安徽省における禁書の案件を辿ってみると、方中履の周辺の人々に関わる禁書事案はこれだけに止まらない。同書には「安徽省凡十八次共奏繳四百種」と記されていて、安徽巡撫等の上奏により乾隆40年から47年までに「奏准」されたそれら禁燬書の中には、桐城戴氏に関する案件を除いても、次のような諸書が見える。

乾隆40年6月(安徽巡撫裴宗錫奏)『浮山文集』桐城方以智著

乾隆44年2月(安徽巡撫閔鶚元奏)『龍眠風雅』桐城潘江輯

乾隆44年11月(安徽巡撫閔鶚元奏)『白鹿山房文集』桐城方中發著

乾隆45年7月(安徽巡撫閔鶚元奏)『木厓集』桐城潘江著

乾隆47年12月(安徽巡撫富躬奏)『通雅』計十六本桐城方以智著

乾隆年間 年次不明(安徽巡撫□□奏)桐城潘江著『六經蠹測』『字學析疑』『詩韻尤雅』『桐城名宦鄉賢實錄』『記事珠』『木厓詩集』『龍眠風雅前後集』・方以智著『周易圖象』『幾表』『通雅』『切韻聲原』『物理小識』『諸子蟠疇』・方孔炤『易時論』『尚書論』『禮節論』『春秋竊論』『白鹿山文集』

乾隆年間 年次不明(「安徽巡撫□□查出<龍眠風雅>內,專集書目三十一種。)」桐城方其義著『時術堂遺詩』(方其義は方以智の弟)

安徽省からの上奏によるものだけでも、方孔炤・方以智・方其義・方中發らの著作がほとんど禁書とされているほか、『龍眠風雅』の編者潘江の文集も『龍眠風雅』ともども禁書とされていることがわかる。このほかに、江西省や江蘇省からの上奏によって方以智の『浮山全書』(乾隆40年代・江西巡撫郝碩奏)や潘江の『木厓續集』(乾隆46年11月・江蘇巡撫閔鶚元奏)が禁書とされている。

前節の表に示したように、筑波大学附属図書館所蔵の『古今釋疑』と、江蘇廣陵古籍刻印社が影印した『古今釋疑』は、揃って戴移孝・黃虞稷・方逢月の序文がなく、そのかわりに張英の序が二カ所に掲載されているという特異な状態を示している。上記の両本は、著者の玄孫の代に至

るまでの多数の人々が名を連ねているが、著者の孫の方張登は、『桐城方氏七代遺書』巻首の「主政公家傳」（すなわち方張登の伝）によると、乾隆壬申（乾隆17年 1752）の郷試と、次いで乾隆甲戌（乾隆19年 1754）の会試を受けているので、孫の世代の生きた年代がほぼ推定できる。戴移孝の事件は乾隆45年（1780）だから、さらに四半世紀くらい後のことである。とすると、この両本の状態は、乾隆時期の文字獄と関連があるのかもしれない（しかし潘江の序は削られていない）。

ともかく、これら掲載されている序文や、目録末尾に連ねられている校訂者の名前などから見る限りでは、著者の息子と婿の二人が名を連ねるだけの内閣文庫蔵本と、著者の玄孫の代にまで至る多数の人々の名が列挙されている筑波大学や江蘇廣陵古籍の本とは、恐らく刊行年がかなり異なっているのだらうと思われる。前者は江皐の序の書かれた康熙49年に近い頃に作られたもの、後者はずっと時代を下って乾隆時代を過ぎた頃のものなのではないだろうか。『古今釋疑』は著者の生前から死後にかけて、少なくとも3度にわたって刊行されたことがあるのではないだろうか。

注

- (1) 東洋文庫蔵の同書『安慶府志』三十二卷（清・張楷纂修 康熙六十年刊本）は、当該部分が落丁であって、本稿は中華書局が2009年に刊行した排印本『安慶府志』（汪祚民等校点）の本文に拠った。
- (2) 『桐城方氏七代遺書』は、方以智の曾祖父にあたる方学漸から、方中履の孫にあたる方張登まで、方氏の直系7人の著作20種を収めた叢書で、方中履の著作としては「汗青閣文集」二巻が収録されている。
- (3) 余英時「方以智死節新考」が「三方中履生卒年寿」において汪世清の説を紹介する際、これに言及している。
- (4) 余英時「方以智自沉惶恐灘考」。『龍眠風雅續集』卷十九「潘氏翟」小伝。
- (5) 潘江の『木厓集』の中に見える方以智の死を悼んだ「挽無可大師」五律十一首は、余英時の「方以智自沉惶恐灘考」が考証の根拠として重視している資料である。
- (6) 『桐城方氏七代遺書』巻首の「副使公家傳」や『重修安徽通志』の方中履伝（卷二百三十五「人物志 孝友二 安慶府」）に見える。
- (7) 任道斌『方以智年譜』・羅熾『方以智評伝』によると、方中徳は崇禎5年壬申（1632）の生まれで父の方以智22歳の時の子である。次の方中通は崇禎7年甲戌（1634）9月には既に生まれていたとのことで、その年に方以智は24歳。方中履は崇禎11年戊寅（1638）の生まれで、方以智28歳の時の子である。方中発は更に年下で、崇禎12年己卯（1639）の生という。明の滅亡が崇禎17年（1644）であるから、方中履が生を受けたのはそのわずか6年前ということ

になる。なお余英時「方以智死節新考」(その「三方中履生卒年考」)が、崇禎10年(丁丑 1637)生、康熙28年(己巳 1689)卒と推定する汪世清の説に言及しており、更に侯外廬主編『方以智全書』巻首の「方以智的生平與學術貢獻—方以智全書前言」における年令推定もやはり上記の年譜・評伝とは異なっているようだが、いずれも1～2年の差であり、本稿ではとりあえず上記2種の文献に従った。

- (8) 『皖志列傳稿』巻一の方以智伝によると、馬蛟麟という名の指揮官だとされている。
- (9) 余英時「方以智晩節考」は、中履が父の晩年に最も長く随侍していたことは各種の記載が一致しているけれども、『清史列傳』があたかも兄弟の中で方中履だけが、常に父に侍していたかのように述べている事には語弊があると指摘している。下記の注(20)参照。『龍眠風雅續集』巻十九の方中履小伝にも、二人の兄と交代で青原の父に侍したと記されている。
- (10) 「南海」とはふつう広東省の沿岸地域を指す。また「廩山」は余英時「方以智晩節考」によると、江西省建昌府新城県の廩山寺であるという。
- (11) 「素伯先生天才捷悟、少隨父崎嶇嶺嶠、時人擬東坡之有蘇過。」
- (12) 「感奮集張中峻云、素伯幼隨父於方外、備嘗嶮阻。才情敏妙、時人擬東坡之有蘇過。」
- (13) 陳冠至『明代南京私人藏書研究』によって明の天啓年間から清代初期(1621～清初)に至る時期の南京における知名な藏書家を見てゆくと、黄姓・丁姓の藏書家として第一に挙げられるのは黄居中・黄虞稷父子と丁明登・丁雄飛父子である。黄虞稷は南京で方以智と交流があり、黄虞稷と丁雄飛の親交は藏書史上の佳話としてよく知られるところである。また張姓の人の候補としては、方以智が南京で張自烈と親交があったことが興味を引く。侯外廬主編『方以智全書』巻首の「方以智的生平與學術貢獻—方以智全書前言」によれば、方以智は崇禎6年(1633)に南京で張自烈(字爾公)と交際を持っており、古屋昭弘『張自烈『正字通』字音研究』の第1部「歴史・版本篇」によると、張自烈は順知11年(1654)に南京の城南に転居して、看竹軒に籠もる方以智の隣人となり、その最も親密な旧友として過ごしたという。張自烈は江西の人で、しかも非常な藏書家であったというが、藏書そのものもこの時南京に移動していたかどうかは明らかでない。
- (14) 郎潔「桐城馬氏宗族の文学活動に関する一考察—文学宗族現象を視野に一」。馬氏の子弟は後も続々と科挙に成功をおさめ、郎氏は「文字獄の陰で喘ぐ桐城戴氏、海寧查氏等の宗族と比較すると、桐城馬氏宗族の清王朝での経歴は基本的に平坦なものと言えよう。」と評している。
- (15) 『清史稿』巻一百八 志八十三「選舉 三」。
- (16) 古屋昭弘『張自烈『正字通』字音研究』では「建初寺」とされている。
- (17) 『方以智全書』の「前言」では「戴逯孝」に作られている。
- (18) 彼が訪れたとされる藏書家のうち、江西の蕭氏とは、青原時代の方以智を最も熱心に支援

した蕭伯升（字孟昉）をはじめとする豪家蕭氏一族ではあるまいか。蕭伯升は「粵難」突発に際して、二重壁を作って方以智を匿おうと申し出たことのある人物である（余英時「方以智晩節考」）。残る陳姓の人物についてはよくわからない。方中履を知っていたらしい陳維崧も陳姓であるが、江蘇宜興の人であって江西の人ではない。方以智の知人の中には、方以智と姻戚関係にあった（互いに娘を相手の息子の嫁として嫁がせていた）陳名夏（字百史）がおり、また二十代の頃南京で知り合った陳弘緒（字士業）がいる（『方以智全書』「前言」）。陳名夏は溧陽（江蘇省）の人だが、陳弘緒は江西新建（江西省南昌府）の出身で明末の蔵書家として名高い人物である。但し、その蔵書は「乙酉の乱」で悉く失われたとも言う。他に、楊森の子楊嗣漢が著した「古今釋疑跋」中に、楊嗣漢の師の「三堂夫子」（潘江の序に「三堂吳子」の称が見えるので、吳雲のことと思われる。）が、「以吾所交之人論之、其學通今古貫天人者、惟桐城方子合山與臨川陳子去浮二人而已。」と言っていたという記述があり、この「陳子」とは誰か、筆者にはまだ詳らかでないが、この人物である可能性もある。

(19) 『桐城方氏七代遺書』所収の「汗青閣文集」巻上に見える。なお『方以智晩節考 増訂本』（2012.4 生活・讀書・新知三聯書店）及び『余英時文集 第九卷 历史人物考辨』（2014.7 広西師範大学出版社）所収の同論文では、題名を《听云斋诗序》と記して「聽雪」の「雪」を「雲」に作り、引用文中「幽憂疾病相乘」の「相乘」を“相弃”と記して、「乘」を「棄」に作っているが、簡体字に改める際誤ったものであろうか。学生書局刊の『古今釋疑』巻首に掲載された際にはそれぞれ「聽雪齋」・「相乘」に作られている。

(20) 余英時「方以智晩節考」は、方中履が青原に滞在した年月・回数について、方中履の著述中の記述や、友人知人の残した詩などの記述を資料に、次のように推定している。

第1回 康熙2年癸卯（1663）～康熙4年乙巳（1665）

康熙4年、方中通と交代していったん桐城に帰る。康熙4年から康熙6年までは方中通が父に侍し、父が福建巡錫で不在になるため方中通も桐城に帰った。

第2回 康熙6年丁未（1667）～康熙7年戊申（1668）或いは康熙8年己未（1669）

「自序」の「三十、去而学道」にあたる時期がこれである。方以智は康熙6年、福建各地に旅行したが、中履は青原で座禅にいそしみ、父に同行しなかったと余氏は見ている。

第3回 康熙8年己酉（1669）～康熙9年庚戌（1670）5月

途中2度にわたって桐城の母のもとへ数ヶ月帰省しているという。

第4回 康熙9年庚戌（1670）9月～康熙11年辛亥（1671）

(21) 『方以智評傳』p.50

(22) 戴移孝や黄虞稷もこれに参加していた。

(23) 任道斌及び羅熾の「方以智年譜」による。またこの当時の事情は余英時「方以智晩節考」所収の「年表」にも詳しく編年がなされている。

- (24) 『方以智評傳』 pp.80～81
- (25) 任道斌及び羅熾の「方以智年譜」による。
- (26) 『龍眠風雅續集』 卷十九の「張氏瑩」小伝には「方氏一門蠶粉在漏刻。」とある。
- (27) 余英時「方以智晩」四「死節考」注。
- (28) 『清史列傳』・『國朝耆獻類徵』・『桐城耆舊傳』『皖志列傳考』の方中履の伝もそろって「稻花齋」を建てた記事を載せている。
- (29) 『古今釋疑』の呉雲の序には、呉雲みずから「予雖不敏、與竹菴爲戚好、與合山爲世好。」と言っている。
- (30) 東洋文庫蔵本。『安福縣志』には、呉雲の長子で書画詩文に優れていたという呉蘭の伝記も収められている。なお、東洋文庫には同治4年補刊本の『安福縣志』も所蔵されているが、そちらの版本ではなぜか呉雲の伝のページが全く削られている如くであって、それがあべき所がただ空白のページになっており、呉蘭の伝だけしか読むことができない。
- (31) なお『安福縣志』（乾隆47年刊本）の卷八「選舉志 科目 國朝」の条をたどると、まず郷挙においては、「順知十一年甲午科郷舉」の項に「楊霖 本姓劉順天籍進士」の名が見え、更に進士において、「順知十二年乙未科史大成榜」の項に「楊霖 本姓劉口北巡道」の名が見えるので、きわめて順調に、科挙の各段階を上り詰めていった様子がわかる。順知11年は西暦1654、順知12年は西暦1655にあたるので、彼が太平府の知府となる20年ほど前である。
- (32) 『清史稿』 卷二百六十七 列傳五十四。
- (33) 中華書局の排印本『清史列傳』の江臯傳では、「康熙五年，卒。」と書かれている（資料の出典は「藍千秋戸部集江公臯傳」とされているので、『碑傳集』と基づくところは同じである）が、康熙五十何年かの誤りではなかろうか。康熙5年は「丙午」である。
- (34) 『方以智全書』 卷首「方以智的生平與學術貢獻一方以智全書前言」
- (35) 『清代學術筆記叢刊』 所収本にもこれは掲載されている。
- (36) 卷之十五「人物志 事業傳」。卷之十九「人物志 文學傳」。
- (37) 卷七「諸方張葉傳弟七十四」。
- (38) 卷七「諸方張葉傳弟七十四」。

文献目録

- 『古今釋疑』 十八卷 （清）方中履撰 京都大学人文科学研究所東アジア人文情報学研究センター蔵
- 『古今釋疑』 十八卷 （清）方中履撰 東京都立中央図書館市村文庫蔵
- 『古今釋疑』 十八卷 （清）方中履撰 東京大学総合図書館蔵（広東籌賑日災總會寄贈本）
- 『古今釋疑』 十八卷 （清）方中履撰 新発田市立図書館蔵

- 『古今釋疑』十八卷（清）方中履撰 国立公文書館（内閣文庫）蔵（木村蒹葭堂蔵書）
- 『古今釋疑』十八卷（清）方中履撰 筑波大学附属図書館蔵
- 『古今釋疑』十八卷（清）方中履撰 国立国会図書館古典籍資料室蔵（江戸写）
- 『古今釋疑』十八卷（清）方中履撰 『四庫全書存目叢書』所収（中国科学院図書館蔵清康熙汗青閣刻本影印）
- 『古今釋疑』十八卷（清）方中履撰 『續修四庫全書』所収（中国科学院図書館蔵清康熙十八年楊霖刻本影印）
- 『古今釋疑』十八卷（清）方中履撰 1988.7 江蘇廣陵古籍刻印社
- 『古今釋疑』十八卷（清）方中履撰 『清代學術筆記叢刊6』（徐德明・吳平主編 学苑出版社）所収
- 『古今釋疑（原題 授書隨筆）』1971.5 台湾学生書局（国立中央図書館蔵旧鈔本影印）
- 『桐城方氏七代遺書 坵七代系傳』（清）方昌翰等編 光緒十六年刊 東洋文庫蔵
- 『桐城方氏七代遺書 坵七代系傳』（清）方昌翰輯 昭和四十五年用東京東洋文庫蔵光緒十四年至十六年桐城方氏刊本景照） 京都大学人文科学研究所東アジア人文情報学研究センター蔵
- 『龍眠風雅續集』（清）潘江輯 『四庫禁燬書叢刊』（2000 北京出版社）所収
- 『西亭文鈔』（清）王西亭 民国22年刊 国立国会図書館デジタルコレクション
- 『國朝先正事略』六十卷（清）李元度撰 同治五年循陔艸堂刊 東京都立中央図書館井上文庫蔵
- 『國朝耆獻類徵初編』四百八十四卷卷首三百四卷目二十卷（清）清・李桓編 光緒十六年序刊 東京都立中央図書館市村文庫蔵
- 『桐城耆舊傳』十二卷（清）馬其昶撰 宣統刊 東京都立中央図書館諸橋文庫蔵
- 『皇明遺民傳』1936（北京）国立北京大学出版組刊 国立国会図書館蔵
- 『皖志列傳稿』金天翮撰 1936 蘇州國學會・蘇州安徽同鄉会刊 国立国会図書館蔵
- 『明遺民录』孫静庵編著 趙一生標点 1985 杭州浙江古籍出版社（明末清初史料選刊之一）
- 『江南通志』二百卷首四卷（清）尹繼善等修（清）黃之雋等纂（中國省志彙編之一）民國五十六年用乾隆元年刊本景印 華文書局
- 『江南通志』二百卷首四卷（清）黃之雋等撰 乾隆二年序刊 国立公文書館（内閣文庫）蔵
- 『江南通志』二百卷首四卷（清）趙弘恩等監修（清）黃之雋等編纂『景印文淵閣四庫全書』所収
- 『江西通志』一百六十二卷首三卷（清）謝旻等監修（清）陶成等編纂『景印文淵閣四庫全書』所収
- 『江西通志』一百八十卷首五卷（清）曾國藩（清）劉坤一等修（清）劉繹・（清）趙之謙等纂『續修四庫全書』（第656～660冊）所収
- 『重修安徽通志』三百五十卷補遺十卷（清）吳坤修等修（清）何紹基等纂（中國省志彙編之一）民國五十六年用光緒三年重修本景印 京華書局

- 『安慶府志』三十二卷（清）張楷纂修 康熙六十年刊本 東洋文庫藏
- 『安慶府志』（清）張楷纂修 汪祚民等校點 2009 中華書局（排印本）
- 『安福縣志』二十二卷（清）高崇基等修（清）王基等纂 乾隆四十七年刊本 東洋文庫藏
- 『安福縣志』二十二卷首一卷（清）高崇基等修（清）王基等纂 乾隆四十七年刊同治四年補刊本 東洋文庫藏
- 『清代碑傳全集』1987.11 上海古籍出版社
- 『清史稿』趙爾巽等撰 1977.8 中華書局
- 『清史列傳』王鍾翰點校 1987.11 中華書局
- 『清代文字獄史料彙編』2007 北京圖書館出版社
- 『清代文字獄檔』原北平故宮博物院文獻館編 1986.5 上海書店（清代歷史資料叢刊）
- 『清代禁燬書目（補遺）清代禁書知見錄』（清）姚覲元編 孫殿起輯 1957.8 商務印書館
- 『偽書考 清代禁書知見錄』（中國目錄學名著第一集第五冊）1965.3 世界書局（再版）
- 『清代各省禁書彙考』雷夢辰著 1989.5 書目文獻出版社
- 『清代禁書綜述』王彬主編 1999.1 中國書店
- 『清代文字獄 修訂本』周宗奇著 2014.5 人民文學出版社
- 『方以智年譜』任道斌著 1983.6 安徽教育出版社
- 『方以智評傳』羅熾著 2001.2（第1版第2次印刷）南京大學出版社
- 「方以智晚節考」·「方以智自沉惶恐灘考」·「方中履及其《古今釋疑》」·「方以智死節新考」余英時著 『方以智晚節考 增訂本』（2012.4 生活·讀書·新知三聯書店）·『余英時文集 第九卷 歷史人物考辨』（2014.7 廣西師範大學出版社）所収
- 「方中履及其「古今釋疑」一跋影印本所謂「黃宗羲授書隨筆」」余英時著 『古今釋疑（原題 授書隨筆）』（1971.5 台灣學生書局）所収
- 「方以智的生平與學術貢獻一方以智全書前言」侯外廬主編『方以智全書 第一冊』（1988 上海古籍出版社）卷首所収
- 「《古今釋疑》音韻學部分述評」徐從權著 『常州工學院學報（社科版）』第23卷第3期 2005.9
- 「李圭景《說文辨證說》探微」黃卓明著 『長江大學學報（社會科學版）』第35卷第8期 2012.8
- 「清代宮廷的古董房藏書」白皓晶著 『歷史檔案』2003.3
- 『張自烈『正字通』字音研究』古屋昭弘著 2009.3 好文出版
- 「桐城馬氏宗族の文學活動に関する一考察 —文學宗族現象を視野に—」郎潔著 『東京大學中國語中國文學研究室紀要』第13号 2010.11
- 『明代南京私人藏書研究』陳冠至著 2014.8 台灣學生書局
- 『藏書記事詩』（清）葉昌熾著 王欣夫補正 徐鵬輯 1989.9 上海古籍出版社
- 『藏書與文化 —古代私家藏書文化研究』周少川著 1999.4 北京師範大學出版社

『中国私家藏书史（修订版）』范鳳書著 2013.1 武漢大学出版社

『中国著名藏书家与藏书楼』范鳳書著 2013.3 大象出版社

『宋元學案』（清）黄宗羲原著（清）全祖望補修 陳金生・梁運華点校 1986.12 中華書局

『足本 宋元學案』（清）黄百家纂輯（清）全祖望修定（清）何紹基等校刊 1979.4（再版）廣文書局

『蘇東坡（上）・（下）』林語堂著 合山究訳 講談社学術文庫 1986.12（上）1987.1（下）講談社

『中国历史地图集 第八册 清时期』1987.4 地圖出版社

【本稿は、科学研究費補助金（基盤研究（C））『「切字釈疑」の研究』（25370480）の助成を受けた研究成果の一部です。また、調査にあたり貴重な蔵書の閲覧や複写をお許しくださった各図書館、大学に感謝いたします。】

（山口大学人文学部教授）